

# 木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用等について

---

令和7年8月  
林野庁木材利用課

- ① 証明ガイドラインの適切な運用（認定団体の責任と役割）
- ② 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの対応等

# 証明ガイドラインの適切な運用(ポイント)

## ポイント

- ・FIT・FIP制度では、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があります。
- ・FIT・FIP材では、認定事業者による①由来証明・②分別管理が必要です。
- ・証明ガイドラインでは、①・②のほか、③認定団体による事業者の認定の具体的な方法を整理しています。
- ・認定団体においては、認定事業者等に対する認定・指導等(※1)、情報公開(※2)が求められます。

※1 認定・指導等:分別管理体制の審査・認定、立入検査、認定の取消等

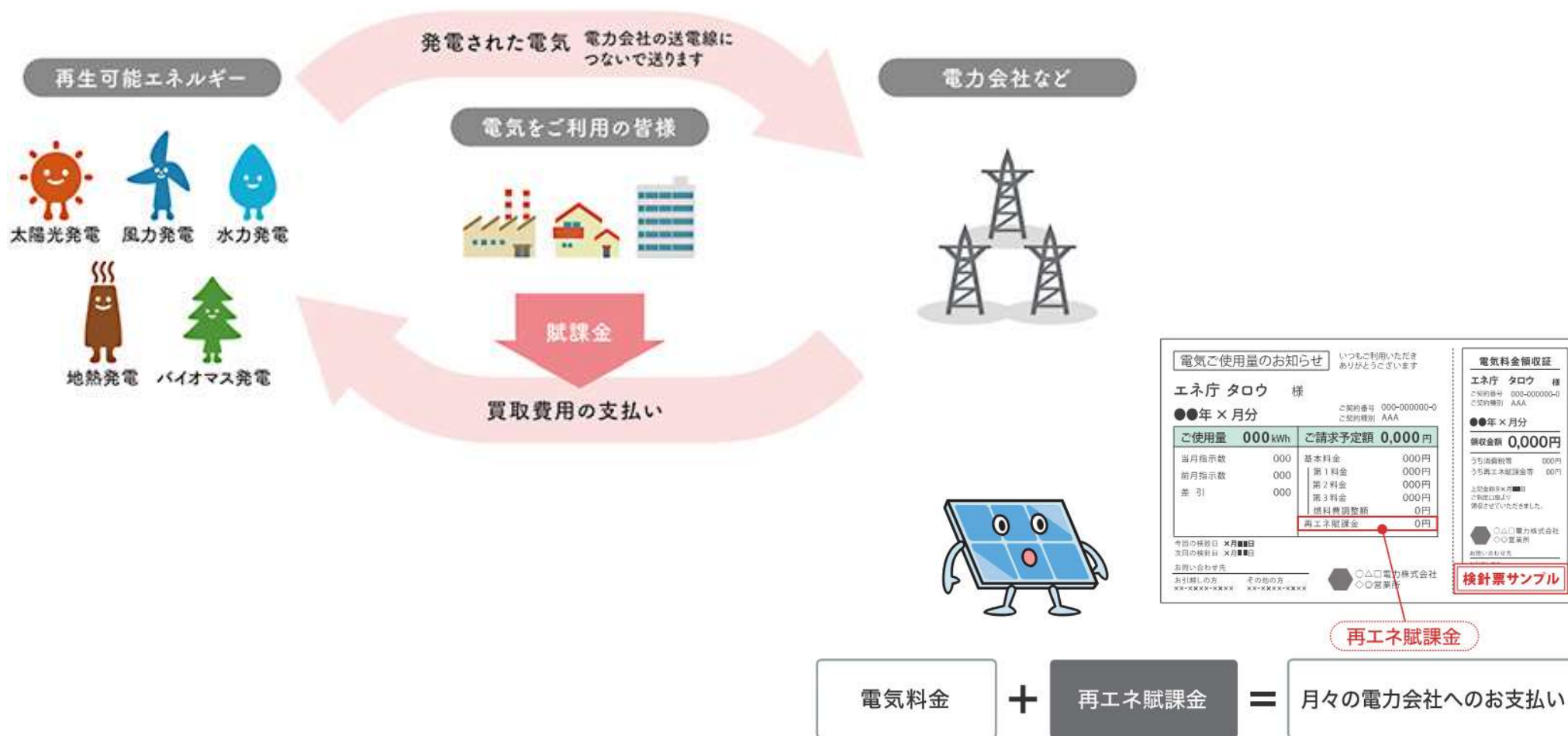
※2 情報公開 :事業者の取扱実績のとりまとめ・公表等の対応



- ・FIT・FIP材について、不適切な分別管理・証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。

# FIT/FIP制度の概要

- 平成24年「再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(再エネ特措法)が施行された。
- 固定価格買取制度(FIT・FIP制度)では、再エネに係る電気の買取費用の一部は、電気利用者から集められる再エネ賦課金によってまかなわれている。



出典: なっとく! 再生可能エネルギー(エネ庁Webサイト)

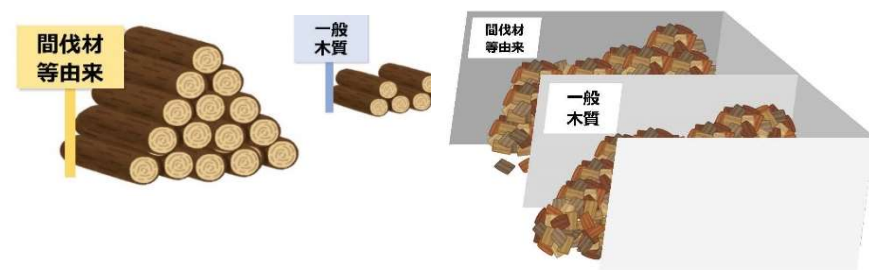
# FIT/FIP発電での木質バイオマスの取扱い

- 調達価格等算定委員会(経産省設置)での議論を踏まえ、複数の調達価格・基準価格が設定(バイオマス:間伐等由来、一般木質、建設資材廃棄物等)されている。
- 事業計画策定ガイドライン(エネ庁)は、間伐等由来・一般木質の由来証明を求めている。
- 間伐等由来・一般木質について、形状等で外形的に識別できないため、由来区分ごとに適切に分別管理した上で、由来証明が必要。証明ガイドラインで具体的な方法を整理。

2024年度以降の調達価格/基準価格・調達期間/交付期間

| 電 源              | 区 分                                               |                          | 1kWhあたり調達価格 / 基準価格※1                                  |                             |                             | ※2<br>調達期間 / 交付期間 |               |
|------------------|---------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|---------------|
|                  |                                                   |                          | 2023年度 (参考)                                           | 2024年度                      | 2025年度                      |                   |               |
| ※11<br>バイオ<br>マス | メタン発酵ガス(バイオマス由来)※12<br>下水汚泥・家畜糞尿・<br>食品残さ由来のメタンガス |                          | 35円                                                   |                             |                             | 20年間              |               |
|                  | 間伐材等由来の<br>木質バイオマス                                | 2,000kW以上                | 間伐材、<br>主伐材※13                                        | 32円                         |                             |                   |               |
|                  |                                                   | 2,000kW未満※12             |                                                       | 40円                         |                             |                   |               |
|                  | 一般木質バイオマス・<br>農産物の収穫に<br>伴って生じる<br>バイオマス固体燃料      | 10,000kW以上<br>(入札制度適用区分) | 製材端材、<br>輸入材※13、<br>剪定枝※14、<br>パーム椰子殻、<br>パームトランク等※15 | 入札制度により<br>決定<br>(第6回17.8円) | 入札制度により<br>決定<br>(第7回事前非公表) |                   | 入札制度により<br>決定 |
|                  |                                                   | 10,000kW未満※12            |                                                       | 24円                         |                             |                   |               |
|                  | 農産物の収穫に伴って生じる<br>バイオマス液体燃料<br>(入札制度適用区分)          |                          | パーム油、<br>カシューナッツ殻油                                    | 入札制度により<br>決定<br>(第6回17.8円) | 入札制度により<br>決定<br>(第7回事前非公表) |                   | 入札制度により<br>決定 |
|                  | 建設資材廃棄物※12                                        |                          | 建設資材廃棄物(リサイクル木材)、<br>その他木材                            | 13円                         |                             |                   |               |
|                  | 一般廃棄物その他バイオマス※12                                  |                          | 剪定枝※14・木くず、紙、<br>食品残さ、廃食用油、黒液                         | 17円                         |                             |                   |               |

由来区分ごとに分別管理(イメージ)



調達価格等算定委員会

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められます。

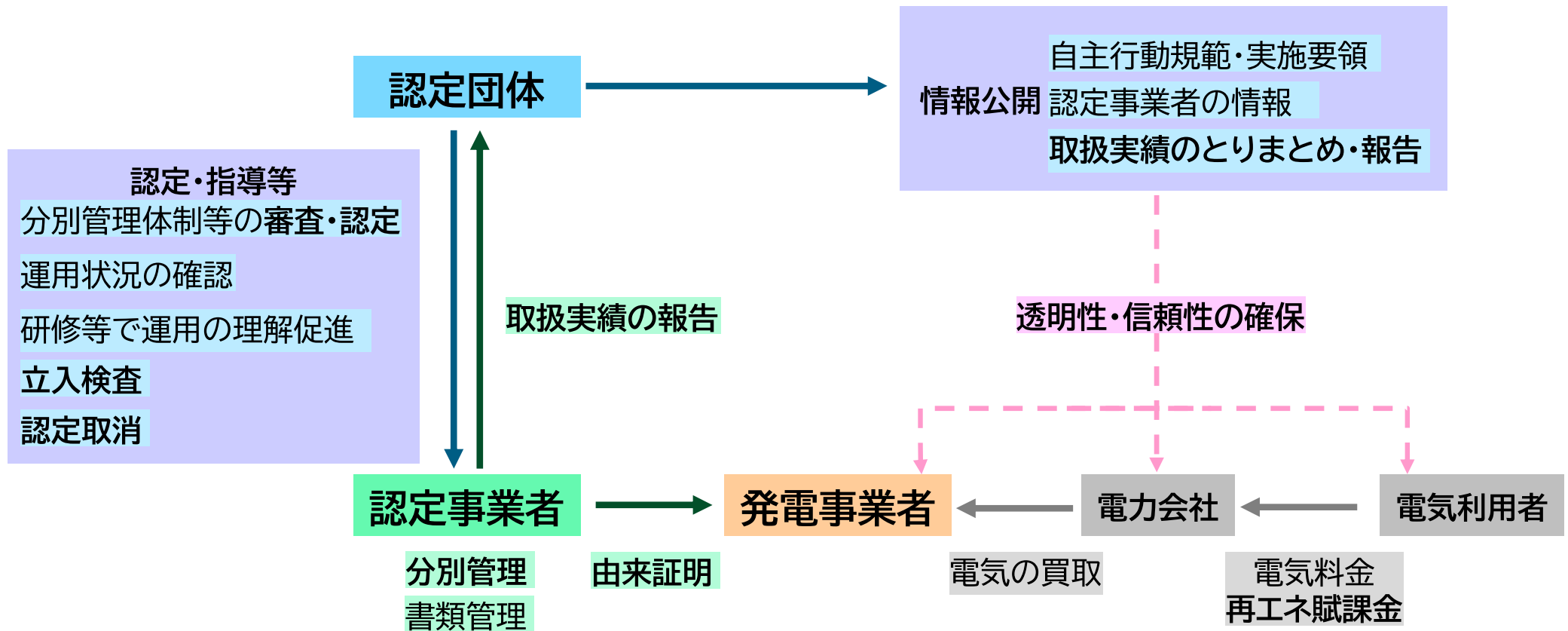
具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

出典:再生可能エネルギー FIT・FIP 制度 ガイドブック2024(エネ庁)

出典:なっとく! 再生可能エネルギー(エネ庁Webサイト)

# 証明ガイドラインの仕組み(認定団体による事業者の認定)

- 認定団体から認定を受けた事業者は、適切に分別管理し、由来証明書を証明・伝達する必要。
- 認定団体は、事業者に対する認定・指導等(分別管理体制の審査・認定、立入検査、認定の取消等)や情報公開(事業者の取扱実績のとりまとめ・公表等の対応)を行う必要。
- FIT/FIP制度に対する消費者の信頼性、認定に係る透明性を確保する必要。

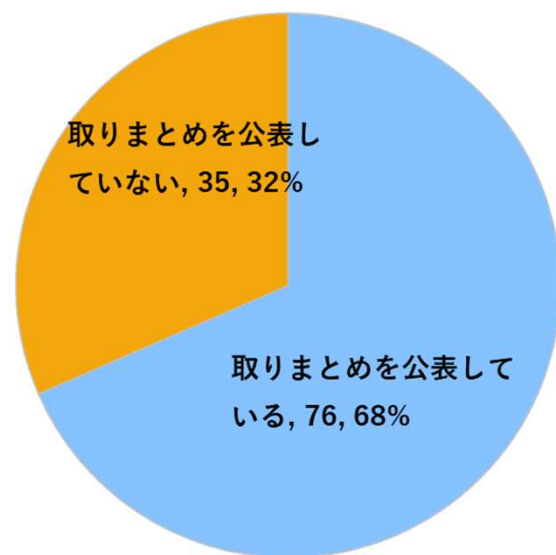


# 認定団体における証明ガイドラインの対応状況

- 認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、認定事業者の公表、立入検査、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が必要。
- 認定事業者の取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が7割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況。
- 認定事業者の情報についても、認定団体から公表されていない場合や、公表されていても情報が古い(更新されていない)場合が見受けられる。

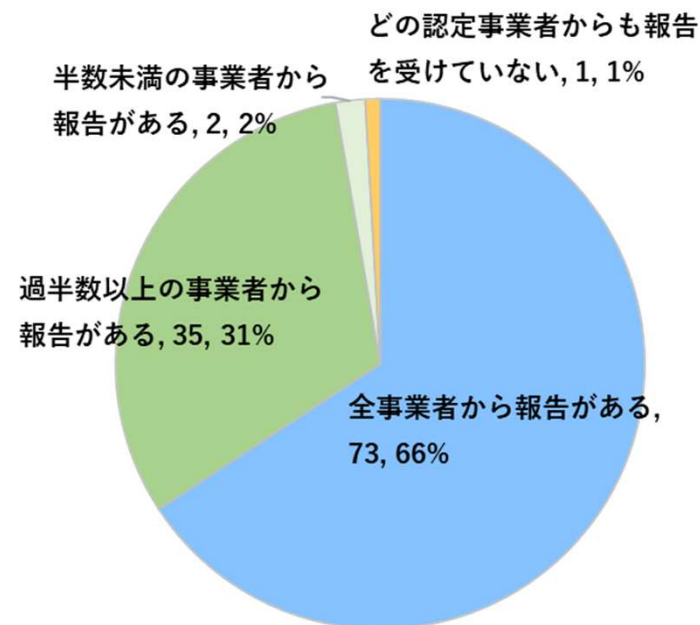
## 認定団体の対応状況

□ 認定事業者からの取組実績報告状況



注:数値は認定団体数 n=111

□ 認定事業者の取扱実績の公表状況



注:数値は認定団体数 n=111

出典:日本木質バイオマスエネルギー協会『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実態調査成果報告書(令和7年3月)」

# 木質バイオマス証明ガイドラインの適切な運用について

- FIT/FIP制度に基づく発電事業については、再エネ賦課金を負担する電気利用者(国民)の信頼を確保する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められる。
- 不適切な分別管理や証明書発行等が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要。
- 取扱実績の未公表など不十分な点も見られるところ、改善されない場合は、林野庁から個別に状況を確認することも検討(資源エネルギー庁と共同で行う現地調査を含む)。

## 情報公開

認定団体は、以下を団体等のホームページにおいて公表して下さい。

- 「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
- 認定した事業者の名称や団体認定番号などの情報(最新情報を公表)
- 認定事業者の取扱実績報告の取りまとめ

## 認定事業者に対する指導等

認定団体は、不適切事案を防止し、信頼性を確保するため、以下の取組に努めて下さい。

- 認定(更新を含む)の審査は厳正に行う。現地審査の実施を積極的に検討する。
- 認定時以外にも、認定事業者の事務所・土場への訪問等を行い、証明書の記載内容や分別管理状況等ガイドラインの運用状況に係る確認を行う。
- 研修の実施等により、ガイドラインの運用に関する認定事業者の理解を促進する。
- 認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があつたときは、立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行う。

証明に対する透明性・信頼性の確保に向けて、認定団体の認定・指導等が適切に機能していることを示す必要。

- ① 証明ガイドラインの適切な運用（認定団体の責任と役割）
- ② 国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの対応等

## ライフサイクルGHGの対応等(ポイント)

- ・ 認定団体の皆様においては、GHG対応に向けた自主行動規範等の改正について、積極的に検討願います。

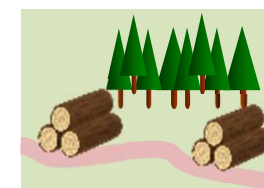
(認定事業者からGHG対応の申請・相談があった場合に、対応できるようにお願いします)

- ・ 認定事業者に対して、GHG対応の必要性について、周知願います。



- ・ GHG未対応の場合、FIT・FIP材として、出荷できませんのでご留意下さい。

(※1「対象」向けの場合)



- ・ GHG対応が必要となる対象・スケジュール感に留意して下さい。

※1 対象 :1,000kW以上で、2022年度以降にFIT・FIPの新規・変更認定を受けた発電案件

※2 猶予期間:2026年3月末まで

# FIT・FIP木質バイオマス発電に係るライフサイクルGHG

- 経済産業省のバイオWG ※1では、FIT・FIPのバイオマス燃料の持続可能性について技術的・専門的に検討。
- 2022年のWG「第二次中間整理」に基づき、FIT・FIP木質バイオマス発電所の該当案件 ※2については、ライフサイクルGHG ※3を算定し、基準値以下 ※4の燃料を使用する必要。
- 資源エネルギー庁では、発電所が簡便に計算ができるよう、各工程のGHG排出量の既定値を設定。
- 発電事業者に対して、素材生産者・チップ製造者等は、既定値の根拠情報(GHG関連情報:原料区分、トラック最大積載量、輸送距離等)を適切に伝達する必要。

※1 バイオマス持続可能性ワーキンググループ(バイオマス発電に係るFIT制度のあり方を専門的・技術的に審議する場として設置された検討会)

※2 2022年度以降にFIT/FIP認定を受けた1,000kW以上の発電案件

2021年度までのFIT/FIP認定で、燃料計画の変更認定を受ける1,000kW以上の発電案件

※3 バイオマス燃料の原料収集、輸送や加工、発電利用等の工程で排出される温室効果ガス(GHG:Greenhouse Gas)の総量。単位はg-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力。

※4 火力発電(180g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力)に比べて70%削減(54g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力)。2029年度までは50%削減(90g-CO<sub>2</sub>eq/MJ電力)で可。

## ライフサイクルGHGの概念図

林業機械やトラック、破砕機の稼働等(軽油・電力等を使用)によるGHGの排出

燃焼によるCH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>Oの排出



# 既定値を用いたライフサイクルGHGの計算例

- ◆ 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGは、  
「各工程のGHG排出量(燃料状態での単位熱量当たりGHG排出量)の和 ÷ 発電効率」で計算。

例: 国内木質(林地残材等)をチップ加工して燃料利用、発電効率22%

|                 |                                        |                           |                                          |          |        |       |                                    |
|-----------------|----------------------------------------|---------------------------|------------------------------------------|----------|--------|-------|------------------------------------|
| 原料収集<br>(林地残材等) | 原料輸送<br>(4t車以上・<br>70km)<br>10km原単位で算出 | 加工<br>(チップ)<br>10km原単位で算出 | チップ輸送<br>(20t車以上・<br>20km)<br>10km原単位で算出 | 発電       | GHG値合計 | 発電効率  | ライフサイクルGHG                         |
| ① 1.65          | + ② 4.27                               | + ③ 0.63                  | + ④ 0.34                                 | + ⑤ 0.41 | = 7.30 | ÷ 22% | = 33.18 g-CO <sub>2</sub> eq/MJ-電力 |

## 木質チップのライフサイクルGHG既定値(g-CO<sub>2</sub>eq/MJ-燃料)

| 工程 \ 原料区分※   | 林地残材等  | その他伐採木 | 製材等残材 |
|--------------|--------|--------|-------|
| 栽培工程         | ① -    | 1.11   | -     |
| 輸送工程(林地残材収集) | ① 1.65 | -      | -     |
| 輸送工程(原木輸送)   | 右表を参照  |        | -     |
| 加工工程(破碎)     | ③ 0.63 |        |       |
| 輸送工程(チップ輸送)  | 右表を参照  |        |       |
| 発電           | ⑤ 0.41 |        |       |

| 輸送方法    | 原木輸送<br>10Km原単位 | チップ輸送<br>10Km原単位 |
|---------|-----------------|------------------|
| 1トン車以上  | 1.49            | 1.15             |
| 2トン車以上  | 0.95            | 0.74             |
| 4トン車以上  | ② 0.61          | 0.47             |
| 10トン車以上 | 0.34            | 0.26             |
| 20トン車以上 | 0.22            | ④ 0.17           |

## R7.4月 証明ガイドライン改正の概要

### 証明ガイドラインのR7.4月改正

- 証明書の様式例の改正(注書きの追加、輸入木質様式の追加)
- Q & Aの追加(予定) ※必ずしも認定団体の自主行動規範の改正が必要とはならない

### 国内木質 ライフサイクルGHG計算の運用改善

- トラック輸送のGHG値(10km単位、300km超、4t車未満の計算が可能)
- 内航船輸送のGHG値(計算が可能)
- チップ加工のGHG値(既定値見直し)

### 輸入木質 CW法対応、合法性確認した燃料の調達・使用

- 輸入木質の合法性確認結果の伝達(バイオ証明書を使用した伝達方法)

### その他

- 国内木質の改正CW法対応例 等

# 国内木質バイオマスのGHG関連情報の管理・伝達の仕組み

国内木質バイオマスのGHG関連情報は、木質バイオマスの由来情報と合わせて伝達

- 事業者は、認定団体からGHGに係る認定を受ける必要
- 認定団体は、事業者がGHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できるか、審査・認定する必要（自主行動規範を予め改正する必要）
- 林野庁・エネ庁は、現地調査等により、認定事業者のGHG関連情報の収集・管理・伝達の実態を把握



- 認定団体は、自主行動規範等をGHG情報を改正
- 事業者がGHG関連情報を正しく収集・管理・伝達することができるか審査し、認定

林野庁・資源エネルギー庁：現地調査等により実態把握

# 適時適切な準備の必要性について

- 認定団体は、認定事業者に不利益が生じないように、証明ガイドラインを参考に自主行動規範を改正し、GHG対応の準備をする必要。

## 留意点

- 稼働中の発電所でも、燃料計画の変更認定を受けた場合、GHG確認対象となることに留意。  
※ ライフサイクルGHG確認対象
  - ①2022年度以降にFIT・FIP認定を受けた1,000kW以上の発電案件
  - ②2021年度までのFIT・FIP認定で、燃料計画の変更認定を受ける1,000kW以上の発電案件
- 認定事業者より、認定更新のタイミングでGHG対応認定を求められる可能性も考えられます。
- 従って、認定事業者に不利益(発電事業者からの調達契約の打ち切り等)が生じないように、認定団体は、予め自主行動規範の改正等を行い、認定事業者の求めに応じてGHG対応が可能となるよう準備する必要があります。

**参考スケジュール**    まずは、認定団体のGHG対応スケジュール策定を！！

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 2025年夏   | 認定団体の自主行動規範等改正、認定事業者によるGHG認定の取得 |
| 2025年秋から | 認定事業者による伐採・原木乾燥                 |
| 2025年冬から | 認定事業者によるチップ製造・発電所への納材           |
| 2026年4月  | 発電開始                            |

# GHG対応の認定に係る留意点について

- 認定団体は、事業者がGHG関連情報を正しく収集・管理・伝達することができるか審査し、認定する。
- 認定した後も、検査や実績の取りまとめ・公表等により、ライフサイクルGHGの信頼性の確保を図る

## GHG対応の認定に係るバイオマス証明ガイドラインの主なR6改正点(太字)

| 項目                    | 内容                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定基準                  | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 分別管理(分別保管に必要な場所があること、分別管理の方法を定めていること)</li><li>■ (国内木質バイオマスについての)GHG関連情報の管理等の方法を定めていること</li><li>■ 帳票管理(入出荷等の情報整理、関係書類の5年間保存)</li><li>■ 責任者の選任</li></ul> |
| 認定審査(3年ごと)            | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 認定団体は、事業者から提出された申請書に基づき書類審査し、必要がある場合は現地審査を実施する。ただし、GHG対応に係る初回の認定審査については現地審査を実施する(オンラインによる方法も可)。</li></ul>                                              |
| 検査                    | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 認定団体は、認定事業者に対して、ガイドラインの運用状況について検査することができる。ただし、GHG対応に係る認定を受けた事業者に対しては、毎年度書類検査を実施する。</li></ul>                                                           |
| 認定事業者の公表              | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 認定団体は、認定事業者の名称、認定番号(GHG対応の認定を受けた事業者については、それが判別できる番号)、認定年月日、を団体HP等に公表。</li></ul>                                                                        |
| 認定事業者からの実績報告の取りまとめ・公表 | <ul style="list-style-type: none"><li>■ 認定団体は、認定事業者からの実績報告(GHG対応に係る実績を含む)を取りまとめてその概要を公表。</li></ul>                                                                                             |

※太字: R6.4月証明ガイドライン改正での追加事項(ライフサイクルGHG確認対象発電施設への燃料供給事業者の認定に係る適用項目)

## まとめ

- 証明ガイドラインでは、①由来証明、②分別管理、③認定団体による事業者の認定等の方法を整理しています。
- 認定団体においては、認定事業者等に対する認定・指導等(※1)、情報公開(※2)が求められます。



※1 認定・指導等:分別管理体制の審査・認定、立入検査、認定の取消等

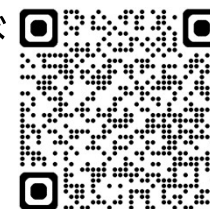
※2 情報公開 :事業者の取扱実績のとりまとめ・公表等の対応

- FIT・FIP材について、不適切な分別管理・証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。
- ライフサイクルGHG対応のスケジュール感に留意して下さい。

### 林野庁ホームページでの情報提供

R7年4月に改正した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」及びGHGに関するQ&Aを掲載しています。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou\\_guideline.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html)



円滑な対応に向けて、引き続き御協力をお願いします。